

四街道市消防本部寄附採納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四街道市財務規則（昭和40年規則第1号。以下「財務規則」という。）に定めのあるものを除くほか、四街道市消防本部（以下「消防本部」という。）に対し寄附される現金及び物品等の寄附採納事務を公正かつ適切に執行するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄附採納事務の基本)

第2条 寄附採納に関する事務の取扱いにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意し、寄附の採納によって行政運営に支障をきたさないように適正な事務処理に努めなければならない。

- (1) 寄附される物品に汚損、破損等がないこと。
- (2) 寄附される物品が耐用年数を経過していないこと。
- (3) すでに他者から寄附を受けたものでないこと。
- (4) 法令等に違反しないこと。
- (5) 行政の中立性、公平性等が確保できること。
- (6) 係争の原因となるおそれがないこと。
- (7) 寄附される物品のうち、展示、その他設置するための条件整備が必要なものについては、その場所が確保できること。
- (8) 寄附される物品を消防本部で管理することが適当であること。
- (9) 前各号に規定するもののほか、寄附の内容については、十分確認し協議すること。

(受入基準)

第3条 消防本部は、寄附を申し出た者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受け入れを却下することができる。

- (1) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等及び第9条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者
- (2) 税金等を滞納している者
- (3) 前号に掲げるもののほか、消防長が適当でないと認める者

(受入手続)

第4条 寄附の申し出は、寄附申出書（様式第1号）によるものとする。

- 2 寄附受入に係る事務決裁責任者は、四街道市事務決裁規程（昭和55年訓令第9号）に定めるところによる。

(誓約)

第5条 消防本部は、暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号）により、寄附を申し出た者が暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等及び第9条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないことを確認しなければならない。

- 2 消防本部は、税金等の滞納がないことの誓約書（様式第3号）により、寄附を申し出た者が税金等を滞納していないことを確認しなければならない。

(決定)

第6条 第4条の規定による申請があったときは、受け入れの可否を決定し、寄附を申し出た者に対して寄附受入決定通知書(様式第4号)又は寄附受入却下通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(受領書)

第7条 寄附された物品を採納した場合は、受領証明書(様式第6号)を寄附者へ交付するものとする。

(行賞の取扱い)

第8条 行賞は、四街道市表彰規則(昭和61年規則第46号)の規定に基づく表彰を行うことができる。

2 前項に定める行賞のほか、褒章条例(明治14年太政官布告第63号)に該当する場合は、紺綬褒章の内申を行うことができる。

(謝意)

第9条 前条に該当しない場合または必要に応じて、消防長名の感謝状を贈呈することができる。

(寄附物品の管理)

第10条 寄附物品の管理は、財務規則に基づき行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。